

朝霞市規程第 5 号

朝霞市福祉事務所処務規程の一部を改正する規程

朝霞市福祉事務所処務規程（平成 3 年朝霞市規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項及び第 5 条第 6 項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。